

2017. 1  
通巻 第137号

# えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d   S o c i a l   I n s u r a n c e   L a b o r   C o n s u l t a n t



伊佐爾波神社

contents

- あいさつ 愛媛県社会保険労務士会会長 1  
全国社会保険労務士会連合会会長 2  
四国厚生支局長 3  
愛媛労働局長 4  
日本年金機構四国地域部長 5  
理事会だより 6  
新入会員紹介 17  
社会保険労務士倫理綱領 19



愛媛県社会保険労務士会



## 新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会  
会長 横本 恭弘

平成29年の年頭に当たり、会員の皆さまに謹んで新年のお祝いを申し上げます。

皆さまには、平成29年の新春を、晴れやかに迎えのことに、心からお喜び申し上げます。

会員の皆さまにおかれましては、平素より愛媛県社会保険労務士会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」、不合理な待遇差の解消による非正規雇用労働者の待遇改善のための「同一労働同一賃金の実現」、子育て、医療・介護、年金に関する「社会保障・税一体改革関連施策」等々、我々社労士の業務拡大に関する様々なキーワードがたくさん出てきました。

また、時代の変化として、AIやIoTなどの技術革新により、働く人に求められる役割やスキルが急速に変化しています。クリエイティブな仕事ができる人材、ビジョンを示し、課題を解決していくリーダーが、これまで以上に強く求められています。

この時代の流れに乗り遅れることのないよう、社労士の職務能力、すなわち、「職業適応能力」、「職務遂行能力」、「専門教育吸収能力」、「職業倫理維持能力」の向上を見定めて、拡充研鑽を重ねてゆくことは、社労士の第一の使命であり、責任であるといえます。また、社労士は、事業主と労働者の接点に立って、労働者の福祉を推進する社会的責任を負っています。このためには、常に幅広い視野と、公正な立場から判断できる知識とともに、豊かな人間性の陶冶が必要です。

次に大事なことは、社労士は時代の変化の中でも、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として、その専門的知見に基づく正確で公正な情報発信を行い、社会の期待に応えていかなければなりません。

社労士法のコンメンタールである「社会保険労務士法詳解」では、社労士法第1条の2の解説において、「社会保険労務士は、法律によって、その資格を付与され、公の信用力を背景に、一定の業務に従事する独占的な立場が認められている。なにゆえ、社会保険労務士に、このような特別な立場が法律によって認められるのか。それは、社会保険労務士のもつ専門的職能に対する社会の信頼に基づくものなのである。これに応える社会的責任が、ここにいう「品位」の実質的な意味である。」と、社労士の品位を解説しています。

さて、社労士制度は来年で創設50周年を迎えます。愛媛会の50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」実現に向けて、今後とも、全力で取り組んで参ります。

結びに、皆さまにとって、平成29年が素晴らしい1年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

横本会長をはじめ、愛媛会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、リオオリンピック・パラリンピックが開催され、日本人選手が目覚ましい活躍を遂げ、日本中が大いに沸いた年となりました。

一方で、熊本及び鳥取で発生した地震をはじめとする大規模な自然災害が各地で相次ぎました。また、本年3月には東日本大震災発生から6年が経過することとなります。被害にあわれた皆様及びご関係の皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。私ども社労士は、引き続き被災地の復興支援に取り組んでまいります。

さて、社労士制度は来年で創設50周年を迎えます。昭和43年12月2日に同法が制定されてから今日に至るまで、連合会は、都道府県会と会員の皆様とともに、「労働社会保険諸法令の円滑な実施に寄与し、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」国家資格者としての社会的使命を果たすべく、様々な政策に取り組んでまいりました。

そのような中で、昨年は、私が会長就任時に設置しました社労士制度推進戦略室の「5つの柱」に即した各種事業において大きな成果が生まれています。

ビジネス業域の拡大に関しては、医療、介護、保育等の成長分野において社労士が活躍するための研修の充実や建設業における社会保険未加入対策に関する国土交通省との連携事業の強化を図るとともに、社会貢献活動では、平成27年度に全国で合計453校において社労士が出張授業を行う学校教育事業を展開いたしました。

更に、マイナンバー制度に対応した「SRPⅡ認証制度」の新設やサイバー法人台帳ROBINSを活用した経営労務診断サービスの普及に向けた各種政策等、全国で活躍する社労士の皆様をサポートする事業を推進してまいりました。

また、国際化事業に関しては、厚生労働省をはじめとする関係機関並びに国際労働機関（ILO）及び独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際機関・団体との連携強化に注力し、今般、インドネシア政府の要望により、JICA「社労士・日本型徴収システムモデル」パイロット・プロジェクトが試験導入されることとなりました。

このような取組と並行し、連合会は、社労士の品位を保持し、国民の皆様の信頼を獲得するための活動として、社労士による不適切な情報発信行為に関し、都道府県会の協力を得て、指導を強化してまいりました。今般、本取組の一環として、『社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針』を理解するために』を作成し、『月刊社労士』平成28年12月号に同封いたしておりますので、ご一読いただきたく存じます。

連合会では、本年もこれらの施策を継続しつつ、来年迎える「社労士制度創設50周年」という大きな節目とさらにその先を見据え、都道府県会並びに会員の皆様と一致団結し、新たな時代に社労士制度が飛躍的な発展を遂げるための各種の事業に取り組んでまいりますので、皆様におかれましては、ますますのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年御挨拶

四国厚生支局長  
井原辰雄

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、厚生労働行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、政府におきましては、「一億総活躍」社会、「地方創生」、「働き方改革」の実現を目指し、様々な取組みを進めているところです。これらの課題は、厚生労働行政とも密接に関連しますが、特に、医療、福祉、介護、年金については、国民、地域住民の方々の生活に深く関わるものであり、これらの分野における業務を円滑に実施していくためには、社会保険・労働に関する専門家として、地域の住民に寄り添ってこられた社会保険労務士の皆様方のご支援、ご協力をいただくことが不可欠であると考えています。

私ども四国厚生支局といたしましても、「地域に根差した厚生支局」をモットーに、医療、福祉、介護の分野では、支局内の体制を拡充し、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、平成37年（2025年）を目途に地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めているところです。また、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、制度の安定化を図ることとされています。

年金の分野では、本年8月から、老齢基礎年金の受給資格期間が10年に短縮されますが、その円滑なスタートに向け、万全の準備を行っていきたいと思います。また、皆様方のご協力をいただきながら、地域年金展開事業などの取組みによる国民年金保険料納付率の向上に向け、引き続き、日本年金機構と協力しながら、施策の充実強化を図ってまいります。さらに、年金記録の訂正請求に関する業務につきましても、会員の皆様のご協力により、円滑に遂行できており、改めてお礼申し上げますとともに、引き続きのご協力をお願い致します。

最後に、新しい年を迎えられ、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 所 感

厚生労働省 愛媛労働局長  
天 野 敬

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内の経済は一部に弱い動きがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いているところではありますが、このような経済情勢の中、雇用失業情勢につきましても、有効求人倍率が平成28年5月には過去最高の1.47倍となり、その後も高水準を維持しているところであります。

昨年6月、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「働き方改革」をその実現に向けた最大のチャレンジと位置付け、「働き方改革実現会議」において議論を進めております。当局においても、「働き方改革実現会議」で検討が進められている同一労働同一賃金の実現など非正規雇用者の処遇改善、長時間労働の是正、高齢者の就労促進等の課題に取り組んでいく必要があります。

まず、雇用の分野では、有効求人倍率が高水準で推移し、人材不足の状況が続く中、ハローワークにおける職業紹介業務の充実強化により効果的なマッチングを推進し、非正規労働者の正社員転換や待遇改善を図るとともに、円滑な再就職の支援、新卒者をはじめとする若者、女性等に対する就職支援、高齢者・障害者の雇用対策、就職困難者への就職支援、地域のニーズに即した公共職業訓練等の展開による、雇用の安定に積極的に取り組むこととしております。

次に、働き方改革の取組の一つである長期間労働の是正については、過労死等の防止に向け、「過労死等防止啓発月間（毎年11月）」を中心とした周知啓発に取り組むとともに、長時間労働の抑制など過重労働解消に向けた取組の推進を図るため、監督指導などに的確に取り組んでまいります。

さらに、女性の活躍推進については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が昨年4月1日から施行され、労働者301人以上の企業には、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられ、加えて、本年の1月1日からは改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法が施行されました。このため、これら改正法の周知を図るとともに、男女とも、育児や介護の必要な時期に、離職することなく仕事と家庭が両立できる職場環境の整備に向けて、法の履行確保に努めることとしております。

愛媛労働局では、総合的な労働行政機関として、これら労働分野における施策を積極的に推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会並びに会員の皆様方の、益々のご繁栄、ご健勝を祈念いたしまして年頭の挨拶といたします。



## 平成29年 年頭のご挨拶

日本年金機構 四国地域部  
地域部長 かる 軽 べ 部 よし 美 はる 治

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より日本年金機構の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、年金事務所並びに松山オフィスにおける窓口年金相談、出張年金相談等の事業運営に対しまして、多大なご理解とご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

まず、一昨年6月に発生した不正アクセスによる個人情報流出事案では、皆様にご心配、ご迷惑をおかけしましたことを改めて心からお詫び申し上げます。

本事案を受け、同年9月には厚生労働大臣より当機構に対し業務改善命令が発せられ、情報セキュリティ対策の強化は勿論のこと、内部統制の有効性の確保、組織の一体化をはじめとした基幹業務の推進等を図るため、同年10月1日付で立ち上げた再生本部及び情報管理対策本部にて抜本改革のための具体策を検討し、同年12月には業務改善計画を厚生労働省に提出・公表したところであります。

その目的は、年金制度の運営組織として高い倫理観と使命感を持ち、国民の皆様の年金を守るために職員全員が一体となって努力を続ける組織として、当機構を再生することにあります。

この業務改善計画の4つの柱である「組織改革」、「人事改革」、「業務改革」及び「情報開示・共有の促進」を確実に実現するための再生プロジェクトの集中取組期間は3年としており、3年でやり遂げるために1年目に形を作り、2年目に中身を入れ、3年目には機能を完成させることとしています。

「組織改革」の一例としては、昨年4月に全国に9か所あった旧ブロック本部と本部を統合し

15地域部を設置、更に本年4月までには現場管理・支援関係業務も本部に統合し、旧ブロック本部機能の統合を完了させることとしています。

また、年金事務所におきましては、年金相談の予約制の拡充を図るとともに、厚生年金保険料徴収等の実績向上及び業務の効率化を図るため、地域性や専門性を踏まえ、現在のフルスペック体制を見直し、厚生年金保険の適用徴収業務の機能を集約することとしています。

申し上げるまでもなく、当機構の役割は、いかなる状況にあらうとも適用・徴収・記録管理・相談・給付の基幹業務を適正に行い、国民の皆様の年金権を守ることであります。

しかしながら、基幹業務である国民年金の保険料納付率の向上、厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進業務、予定されている制度改正への対応等々、やるべき課題が山積しております。

社会保険労務士の皆様には、日頃より事業主、従業員等の皆様の良きパートナーとしてご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げますとともに、引続き当機構の事業運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様の今後益々のご発展並びにご健勝を祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

**理事会だより****〔理事会〕**

※平成28年11月28日(月) 県会事務局会議室において、第231回理事会を開催した。

- 1 「お仕事フェスタ2017」の協賛について
- 2 「愛媛マラソン大会プログラム」の協賛について
- 3 中小建設業者のための「法定福利費セミナー」後の個別相談会の社労士の派遣について
- 4 「看護職の賃金モデル」推進事業会議出席者の推薦について
- 5 各委員会・支部報告

**委員会だより****〔総務委員会〕**

※平成28年12月9日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(1月号)の編集について

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※平成28年11月10日(木)

※平成28年12月15日(木)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

**〔財務委員会〕**

※平成28年11月24日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成28年度上半期(H28.4.1～H28.9.30) 予算執行状況について

**〔事業委員会〕**

※平成28年12月21日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 専門業務登録希望者の調査について
- 2 「お仕事フェスタ2017」の講師派遣について

**〔研修委員会〕**

※平成28年11月2日(水) 東京第一ホテル松山において、開催した。

- 1 28年度第2回必須研修会の内容などについて
- 2 開業者研修会日程、役割などについて
- 3 次期研修委員会開催日程について

**支部だより****〔東予支部〕**

※平成28年11月18日(金) 第1回東予支部労働関係研修会を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 死傷病報告書について
- 2 マイナンバーを取り扱っての問題点と今後の課題、改正雇用安定法(65歳以上への適用と給付)について
- 3 65歳超雇用推進助成金について

**〔中予支部〕**

※平成28年10月24日(月) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 中予支部研修会及び懇親会の総評
- 2 支部厚生事業(忘年会)について

**〔南予支部〕**

※平成28年12月9日(金) 南予支部会を開催した。

場 所 ホテルクレメント宇和島

内 容

- 1 高齢・障害者助成金制度について
- 2 その他意見交換

**中国・四国地域協議会の動き**

※平成28年11月22日(火)

中国・四国地域協議会(高知県開催)

## 平成28年度 第1回必須研修会に参加して

中予支部 菊池正樹



平成28年11月8日（水曜日）、ウェルピア伊予にて、平成28年度第1回必須研修会が行われました。研修内容は、「社労士の職業倫理」から始まり、「改正雇用保険法」、「働き方改革」、最後に「未払い残業代請求の諸問題と実務対応」について、各行政担当者と最後は弁護士の方に講義して頂きました。

最初の「社労士の職業倫理」については、愛媛労働局労働基準部監督課長の中井裕司様より、社労士の職責、職業倫理をご説明頂きました。今一度肝に銘じ、社労士という職責を責任感をもって全うしなければならないことを改めて感じました。

次に「改正雇用保険法」について、愛媛労働局職業安定部職業安定課雇用保険係長の山岡裕嗣様よりご説明頂きました。雇用保険財政や有効求人倍率、失業等給付関係収支状況により、全国的に雇用情勢が改善方向に向かっていることを感じました。平成29年1月1日より65歳以上の方の雇用保険適用拡大、失業等給付の改定、特定受給者の範囲の改正など、重要改正項目を確認することが出来ました。

次に「働き方改革」について、愛媛労働局雇用環境・均等室長補佐の三好健太様よりご説明頂きました。厚労省と各行政団体が連携して、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した働き方改革の全国展開をしていること、愛媛は労働時間については、所定外労働時間が全国平均を下回っているものの、年次有給休暇の取得率は全国下位に位置していることを知りました。労働力人口や暮らしの支え手の減少が続く中で、こうした課題に対し、長時間労働の縮減、年次有給休暇取得の促進、多様な働き方を広める等の働き方改革や、仕事と家庭の両立支援等を通じ、職場環境の魅力を高めることが、これから大変重要になってくることを感じました。

最後に「未払い残業代請求の諸問題と実務対応」について、弁護士の岸田鑑彦様よりご説明頂きました。未払い残業代問題の最新の傾向で「残業代チェッカー」や「残業代計算アプリ」なるものがあることを知りました。また、労働時間の管理方法や定額残業代の問題、内容証明への対応など、会社側の労働裁判を担当している立場から実務と冗談を交え、大変有意義かつ勉強になる時間を過ごせました。

今回の研修会を通して、少しでも業務に反映できるよう、研鑽して参りたいと思います。午前10時から午後5時までの長丁場でしたが、皆様お疲れ様でした。

## 平成28年度業務研修会に参加して

中予支部 鶴 家 澄 成

平成28年11月2日午後、東京第一ホテル松山にて平成28年度業務研修会が開催され、「サイバー法人台帳ROBINS（JIPDEC：一般財団法人日本情報経済社会推進協会）について」というテーマで、愛媛県社会保険労務士会の成川献次副会長にご説明いただきました。

インターネットの仮想空間での法人台帳であるROBINSについては、月刊社労士で度々目にしており、平成28年10月号においてROBINSの特別企画が掲載されたところでもあり、興味を持って研修に参加することができました。

まず、社労士のニーズに関する調査結果に関する特別委員会報告での求められる社労士像の考えかたが示され、ROBINSのコンテンツの理解はもちろんですが、確認者登録が社労士3号業務拡大の有効な手段であることの理解が深まりました。

ROBINSは、基本情報とアピール情報で構成され、ネット上に信頼できる企業情報の発信や企業の自主的な動きをアピールするなどの企業サイドのニーズ、社労士の職域確保と拡大、目指すCSRの実現、社労士事務所の信頼性確立と向上などの社労士サイドのニーズのそれぞれのニーズを満たし得るものであること。



そして、発信情報の確認業務を担う確認者登録は社労士以外の有資格者も確認者となれるが、経営労務診断サービスは社労士のみが行えるものであるため、情報掲載希望企業へワン・ストップでのサービスの提供が可能であり、かつ毎年の定期的な診断の必要性から安定的な受注が見込めることができるということ。

以上のようなことから、ROBINSのさらなる社会的認知度向上が望まれます。そのためには確認者数の増加（研修時点で769名、内社労士583名で愛媛県5名）により、より多くの企業等への情報提供と提案をすることが求められているということが理解できました。

ホワイト企業の証明となる経営労務診断は関与先企業をはじめ多くの企業に取り組んでもらいたいものです。そして、社労士が関与先に対して行っている業務の延長と考えれば取り組みやすいのではないかと感じる一方、発信情報の確認という責任の重さから社労士としての日頃の研鑽や確固たる職業倫理観を持つことの重要性を再認識しました。研修後には、簡便な登録手続での申込みができるということでしたので、申込みをして会場を後にしました。

み  
か  
け  
に  
よ  
欄

## マツヤマお城下リレーマラソンに参加して

中予支部 尾崎 和幸

平成28年10月16日松山市の城山公園堀之内で開催されたマツヤマお城下リレーマラソンに、愛媛県社労士会チームが参加しました。1人1周(1,520m)以上をタスキリレーしてフルマラソン42.195kmを走るマラソン大会です。10月の社会保険労務士制度推進月間の広報事業のひとつとして、タスキでつなぐ絆で健全な社労士をアピールするため、30代から60代の老若男女社労士有志10名がエントリーしました。成績は完走が第一目標であったとは思えない上々の好成績で、職場対抗部門で255チーム中83位、タイムは3時間17分33秒で全員元気に無事走りきったのでした。周回コースですので社労士会ののほりを立ててみんなで一緒になって応援ができたり、みんなそろってのゴールをしたりして楽しい大会となりました。走った選手、応援やサポートをしてくださった方々に感謝しています。本当にありがとうございました。

私個人としては満身創痍の老体で恥ずかしい限りの遅い走りでしたが、走り終えたあとのあのS Mに似た苦しみと喜びは本当に久しぶりで何とも言えない快感でした。思えば私が30数年も前に社労士を開業したころ、なにもないゼロからのスタートであり、まずは資本である体づくりから始めようと数人の社労士仲間と走り始め、愛媛社労士会駅伝部と称して愛媛駅伝(今治一松山大会に平成元年から平成11年まで参加)、愛媛マラソン等に参加していたのです。しかし、諸事情で駅伝部としての活動は停止していたので、今大会は社労士会チームとしては実に17年ぶりの復活でした。

大会翌日、みんなで酒席慰労会を開催し、大いに盛りあがったのは言うまでもありません。そこで来年も続けて参加し、社労士会は2チーム20人程度で参加しようということになりました。私もできれば参加して「アンチエイジング」ではなく、年齢をポジティブに考える「ウィズエイジング」としてマイペースで私なりの走りができたらと思っています。みなさんもふるって参加してはいかがでしょうか。早い人遅い人、老若男女を問わず、走れる人なら誰でもOKです。最近は企業の健康経営が注目されており、みんなのタスキでつなぐ絆で元気な社労士をアピールしましょう。今年も会報4月号で選手を募集しますので多くの皆さんの参加をお待ちしています。



# みかけよ欄

## フィールドホッケーって？ (愛媛国体に向けて)

中予支部 神野 公平

皆さんは、フィールドホッケーを御存知ですか？ 日本でホッケーと言えばアイスホッケーの方が有名ですが、この競技の歴史は大変古く、古代エジプトにまで遡ると言われています。紀元前2500年頃の壁画にホッケーをしている姿が描かれていたそうです。近代ホッケーは、イギリスが発祥の地と言われています。日本では明治39年英国人の牧師が慶應義塾で教えたのが始まりだそうです。最近では、女子日本代表「さくらジャパン」がオリンピック4大会連続出場を果たし話題になりました。

競技はサッカー場よりもひとまわり小さいサイズのフィールドで行われます。ゴールはハンドボールとほぼ同じ様な大きさで、ゴール前に「サークル」と呼ばれるシューティングゾーンがあり、その中でボールに触れなければ得点になりません。試合を見ていて「今打ったシュート入ったのに何故得点にならないの?」と言う場面がよくありますが、このルールによるもので、ゲームを面白くするポイントでもあります。選手は11名ですが、選手交代は試合中自由にでき、同じ選手を含め何回でも行えます。またオフサイドも無く、このあたりがサッカーと大きく異なりますが、ゲームの展開がとても速く、選手起用を含め戦略性が問われます。選手はキーパー以外手を使うことは出来ず、木製等のスティックでボールをコントロールしながらゴールを目指します。ボールは野球の硬球ほどの大きさですが、プラスチック製でとても硬く、スティックでボールを打ったシュート時のスピードは、時速150から200km近くにもなると言われます。ホッケーを一言で言うと、サッカーと野球のスピード感と戦略性を併せ持った競技と言えるでしょうか。

日本での競技人口はまだまだ少なく、マイナーな競技と言われますが、まちかで見るとそのスピードと迫りに圧倒されます。

何故そんなに詳しいのかと言うと・・・。

私の娘がホッケーをされていて、娘の追っかけをしている内にすっかりホッケーに魅了されてしまったからです。実は私の家内も約30数年前に・・・。なお、その当時追っかけはしていません。

愛媛の高校では、女子チームが松山南高校と松山中央高校に、男子チームが伊予高校に有ります。また成年男女では、「愛媛ホッケークラブ」が、中学生以下では「松前ホッケークラブ」が有り、それぞれのチーム、関係者が一丸となって全国に向けて頑張っています。



そう！今年はいよいよ「愛媛国体」が9月～10月かけて開催されます。このホッケー競技は伊予市のしおさい公園と、この度新設された松前町の競技場（ブルーの人工芝でとても綺麗です。カラーでないのが残念！）で行われます。

実はこのホッケー競技、成年少年とも国体において毎年上位入賞する稼ぎ頭なんですよ！ホッケーの試合を見る機会は少ないと思います。この機会に全国レベルの迫力あるプレーを生で是非ご覧になって下さい。

愛媛の選手達を力一杯応援しましょ!!

## 平成28年度東予支部厚生事業を振り返って

東予支部 飯尾 泰子

東予支部厚生事業は毎年12月に忘年会と日帰り旅行を交互に行っています。今年は日帰り旅行です。今回は高知の桂浜にある「料理旅館富久美味」という伊勢海老が食べられるお店で豪華な昼食を食べ、その後は高知市内で高知城、ひろめ市場近辺を自由に散策するコースです。

バスで今治を出発し、西条・新居浜・四国中央で会員を乗せて、高知へと向かいました。午前中の結構早い時間にもかかわらず、酒盛りが始まっており、和気あいあいとした雰囲気での滑り出しです。最初の立ち寄り先の土産物屋の駐車場に降り立った時は、12月初旬というのに空は真っ青で春のような陽気でした。さすが南国高知！其々名産品を吟味して、財布の紐を緩めていました。

いよいよ桂浜に到着し、まずは竜馬像の前で記念撮影です。雄大な太平洋を前に、竜馬は何を思い巡らせたのでしょうか。穏やかな瀬戸内に住む我々とは全く違った目線で、日本が進む道を模索した竜馬。150年後自分が銅像になり、観光客にスマホで写真撮影されるなんて、びっくりポンですね。(ちょっと前の流行語ですいません)

お腹も空き、待望の食事です。まず、鰹のタタキを堪能し、伊勢海老の煮物が出てきて、女将さんが食べ方を教えてくれました。食べ慣れないので、悪戦苦闘しましたが、お腹も満足し、酔いも回った頃、宴会はお開きとなり、高知市内に移動して、フリータイムとなりました。

参加した紅三点社労士とイケメングループは、ひろめ市場にて、又酒盛りを開始。沢山食べたにも拘らず、色々な食べ物を物色し、新居浜会の新年会会場について、意見交換をし、どこまでも食べ物と飲み物に関心を示します。

其々自由時間を楽しみ、東予支部幹事の私は、来年も多数の東予支部会員の参加を願いつつ帰路につきました。



黒潮踊る太平洋 月と龍馬の桂浜

## ワンダフル、親睦旅行

東予支部 藤野克哉

平成28年11月5日、7時。私たち東予支部新居浜・西条会は阪神方面への親睦旅行へと出発しました。肌寒かった朝でしたが日が昇るにつれ、いい行楽日和になりました。時間がたつのも忘れるほど車内での談笑も弾み、瀬戸大橋、山陽自動車道を経由し、気が付けば日本万国博覧会跡地に到着していました。万博のシンボル太陽の塔は今も健在。跡地は記念のミュージアムの他は公園になっていました。広大な日本庭園での紅葉と滝のコラボした景が醸す雰囲気は、旅の心を慰めるに十分でした。

次の訪問スポットあべのハルカスは東京スカイツリー、東京タワーにつぐ高さの建造物で、ビルとしては日本一。「ハルカス」とは、古語で「晴るかす」といい、「晴れ晴れとさせる、開放感にひたる」という意味だそうです。最上階の展望台に立ったときにはまさに「はるかす」。明石大橋、大阪城、六甲山地が望見され、真下には高さ108mの通天閣がこけし人形のようなようでした。

お目当ての有馬温泉は、山裾の自然豊かな温泉郷でしたが、ここから40分ほどで到着しました。その夜はおいしい神戸牛に舌鼓をうち、全員参加のカラオケで盛り上がり、大満足の一夜になりました。

次の日は、まず白鶴、菊正宗の両酒蔵を見学した後、神戸海洋博物館へ向かいました。博物館では各時代に制作された車、船、飛行機等が時系列に展示されていて印象的でした。最後の訪問地ハーバーランドでは昼食後自由行動となりましたが、時間が足りなかったのが残念。しかしこの2日間、内容の濃い時間を過ごさせていただき感謝しています。

お世話くださった幹事の方々お疲れさまでした。これからもこのような親睦旅行が続きますよう祈念しつつ、ペンを置きます。



# フレッシュ会員広場

## 社労士になって

南予支部 小 森 美 紀



平成27年1月に会員登録して2年が過ぎました。黒田社会保険労務士事務所にて勤務中です。

大学院卒後、環境コンサルタントの会社に6年間勤めた後、退職し愛媛へ帰郷しました。祖父、母が社会保険労務士の仕事をしていたため、資格取得を思い立ち、挑戦が始まりました。平成24年に1度目の挑戦をし、ビギナーズラックとはいかず失敗。翌年も残念。平成26年に3度目の正直で合格しました。毎年、試験の日が香川での大きな野外フェスの日程と重なっており、宿泊するホテルの予約に四苦八苦したのも今ではいい思い出です。祖父、母が社労士でなければ、絶対に社労士になっていなかったと思います。それどころか、社労士という資格があることさえ知らなかったと思います。おそらく、会社勤めを続けて、愛媛にも帰ってきていないでしょう。人生はどうなるかわかりませんね。3度目の挑戦でなんとか資格取得をしたものの、試験勉強で得た知識と実務では大違い。毎日、失敗を繰り返し、母からブツブツと注意を受けています。さらに、度重なる法改正で情報をこまめに上書き修正する必要があり、資格を取得して終わりではなく、日々勉強だと改めて感じています。

さて、社労士業務について振り返ってみると、会社勤めをしている時に少し関係があることに携わっていたことを思い出しました。私の所属していた部署のアルバイト（5名程度）をとりまとめる係をしていました。入社1年目の新人の雑用といったところです（雑用と言っては、アルバイトの方に申し訳ないのですが・・・）。アルバイトの新規採用、給料計算、契約の更新、有休の管理、アルバイトからの苦情、要望の窓口といったことをしていました。その頃はもちろん社労士としての知識も何もないので、先輩社員からの引継ぎはあったものの、何をどうしていいのやらわからず、今思うといいかげんな処理をしていたものだと思います。困ったときに相談しようにも会社内に労働保険、社会保険、その他労務に関することについて、きちんと分かっている人がいなかったように思います。つまり、ほとんどの社会人は知らないことばかりなのです。そこで社労士の出番です！これからは、困ったときに気軽に相談していただき、社労士としての知識を社会に還元していきたいと思います。

# フレッシュ会員広場

## 遠回りは自分自身を強くする

中予支部 森岡 義広

フレッシュとは懐かしい響きです。遠回りの原点は？ 50歳で小さな金融機関を退職して、教育訓練を受けながら社労士の試験勉強をしていた頃からです。

毎回試験には落ちて、食うために、仕事は最低といわれていた業種に就き、時給は750円生活。180度転換で、いかに、今まで自分自身におごりがあり、井戸の蛙であったか？ 思い知らされました。

ある時、事業所の社長から、あなたはここにいる人ではない、落ちるところまで落ちたので、後は、はい上がっていただけですよ！ この言葉が、今でも心の支えになっています。現在、遠回り中ですが、年金事務所に週2回程度、年金アドバイザーとして仕事をさせてもらっています。自身は眼が霞み、痛風、腰痛と共存し（笑）、一日一日が契約だと思っている今日この頃です。

### 「未来予測」

社労士の業務は、実に広範囲に渡っています。昔は、何でもしますの時代があったに聞いてます。プロ野球では先発・中継ぎ・ワンポイント・押さえなどと細分化されています。

社労士の世界も、給与等・助成金・就業規則等・家族信託等・年金・講演などの特化型社労士の時代が到来しています。今後、社労士の特化型への結集も同時進行するだろうし、法人の台頭で事務所同士合併（淘汰）のスピードも速まってくると思います。NEWグループとして、社労士プラス税理士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士等とネットワークを組んで、ワンストップで物事を処理していくことも視野にはいつてきつつあります。

### 「無の心から見えるもの」

毎朝、仏陀に向かってオリジナルの言葉を唱えています。「無欲・無心の心・自然体で」

「無欲・無心の心」結果を早く出したい一身から、難しい仕事に手を出し、最終的に取り返しのつかないことにつながる事もあります。常に相手の立場に立ち、空の上から第三者の見地で自分を見て、誠心誠意を示す。

「自然体で」けっして背伸びしたりせずに、自分の核は絶対におれず、自分のスタイルを信じてやっていく。

最後に、人生はどんどん遠回りをして下さい。いろいろな人との出会いは楽しいものですし貴重です！ 年配者はいつまでもいませんよ、今のうちにいい知識をどんどん吸い取って自分のものにすべきです。

いつか、どこかで乾杯、では！！

## みんなの生活展2016に参加して

中予支部 鴨川耕作

平成28年10月15日、16日の2日間、「安全、安心に暮らせる社会」をスローガンに「みんなの生活展2016」が大街道商店街を会場に盛大に開催されました。

私たちの愛媛県社会保険労務士会の隣のブースは愛媛県行政書士会でお互いに制度等の周知や相談などの活動を中心に行いました。

私は昨年が続いて15日の半日参加でした。主に社会保険とりわけ年金に対する相談に携わりました。対応した5件の相談内容は、

- ①61歳、女性。33月受給期間不足、国民年金の納付方法を知りたい。
- ②65歳、男性。全体で177月しか納付していない。どうなるのか不安である。
- ③59歳、男性。共済年金の支給年齢を知りたい。
- ④55歳、女性。厚生年金の期間と国年年金の納付期間が30年以上。支給年齢は。
- ⑤45歳、男性。社会保険労務士の試験を受けたい。どんな勉強をしたらいいのか。

社会保険労務士の仕事内容は、

などどれも切実で多岐にわたる相談内容でした。①と②は10年以上で年金支給がされる法律改正の直前の時期でしたのでそのことの説明も行いました。③と④のいずれも支給年齢近くの切実な相談でした。⑤は社会保険労務士資格の関心の高さの反映ともいえます。

ともかく同じ人生の人はこの世に誰一人といません。「人生の数ほど年金相談あり」です。格式張らずに街角で机と椅子で膝を交えて相手の相談に真剣にのること、年金の分野でも日常の社会保険労務士活動の大切さを教えられました。

それぞれスタッフ3人でチラシの配布、年金クイズへの対応、そして相談活動等を行い、街頭で広く市民の皆さんへ社会保険労務士の活動を知らせることの出来た意義ある2日間だったと思います。



## 平成28年度社会保険労務士制度推進月間無料相談会

中予支部 吉岡節子

10月は「社会保険労務士制度推進月間」ということで、平成28年10月23日（日）労働および社会保険に関する無料相談会が開催されました。

会場は県内5か所、イオンモール新居浜・フジグラン今治・イオンスタイル松山・フジグラン松山・オズメッセ21で行われました。前半と後半に分かれ、延べ28名の社会保険労務士が持てる知識をふんだんに活用し、さまざまな相談に対応しました。

私は、イオンスタイル松山で、前半を3名で対応させていただきましたが、数名のお客様が会場設営前から来られ、お待ちいただきながらも期待度の高さに緊張しました。内容は主に年金についてでしたが、税金・健康保険料・介護保険料など付随する内容についても聞かれ、幅広い知識の必要性を感じました。また、年金を受給しながらの働き方や、障害年金などに話が広がっていき、お客様にとって普段疑問に思っていたことを専門家に気楽に聞ける場として活用していただけていると実感しました。

「社労士はどんなことをするの?」と質問を受けることがあり、まだまだ認知度が低いようですが、このような機会を重ねることで皆様に知っていただけたらと思います。

最後に、今まで交流のなかった先生方と情報交換をしたり、自己研鑽について話し合ったりできて、有意義な時間となりました。ありがとうございました。

**愛媛県特定最低賃金**

産 業 名	時間額 (円)	適 用 除 外	効力発生日
パルプ、紙製造業 (機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業は除く。)	847	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務 ハ 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務	28. 12. 25
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業は除く。)	856	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務 ハ 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務	28. 12. 25
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業は除く。)	829	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)	28. 12. 25
船舶製造・修理業、船用機関製造業	867	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務 ハ 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務	28. 12. 25
各種商品小売業	758	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰めの業務	28. 12. 25

(注) ① 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には**愛媛県最低賃金(1時間 717円)**が適用されます。  
 ② 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。  
 ③ 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

**愛媛県最低賃金**

時間額(円)	717	効力発生日	28. 10. 1
--------	-----	-------	-----------

**新 入 会 員 紹 介**



**【氏 名】**  
石 田 浩 也  
**【支 部】**  
中 予  
**【年齢・血液型】**  
34歳 A型  
**【開業／勤務／その他】**  
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機  
社会人として何か勉強したいなと思っていて、いろいろな本を読んで、社労士の存在を知りました。ヒトに関する専門家に自分もなりたいたいと思ったのがきっかけです。
- ② 自己紹介  
学校を卒業して放射線技師として13年ほど働いています。社労士とは全くの畑違いですが、徳島県出身で愛媛にきて10年が過ぎました。趣味は週2回しているフットサルです。下手ですが楽しくやっています。
- ③ 今後の抱負  
放射線技師と勤務社労士の2足のわらじを履いて、病院のいろいろな職種の方の話を聞いたりして現場の声を大事にする社労士になりたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望  
今後ともよろしくお願いいたします。



**【氏 名】**  
久 國 智 子  
**【支 部】**  
東 予  
**【年齢・血液型】**  
48歳 B型  
**【開業／勤務／その他】**  
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機  
女性が年齢を重ねても必要とされる人材であるためには国家資格取得者にならねば、と感じ、また、会計事務所での実務経験にプラスして、労務の知識を身につけ、スキルアップしたいと考え、社会保険労務士を目指しました。
- ② 自己紹介  
夫の転勤で愛媛に来て5年目です。温暖な気候、食べ物、産業、文化など多岐に渡り豊かな愛媛は素晴らしく大変気に入っています。この地で素敵なお縁を築いてゆければ幸いに思います。美容と健康に携わることが好きで、フェイシャル&フットマッサージの資格を持ち又、趣味としてピラティスやコーラスも楽しんでおります。
- ③ 今後の抱負  
まだまだ修業の身ですが、一つでも多くの経験と知識を得て、世の中のお役に立ち信頼される社会保険労務士を目指して精進したいと思います。
- ④ 会への意見・要望  
ご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。



**【氏 名】**  
梶 野 英 里  
**【支 部】**  
中 予  
**【年齢・血液型】**  
38歳 O型  
**【開業／勤務／その他】**  
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機  
社労士とは、会社の総務のような仕事というくらいの知識でパート勤めを始め、仕事内容が多岐にわたり、その奥深さを知り、参考書を読んでみようと思ったのがきっかけです。
- ② 自己紹介  
1年半前に2人目を出産しました。7年ぶりの子育てを心配していましたが、子供は勝手にすくすく育ちました。まだまだ手がかりますが、子供たちの成長の早さに驚き、笑顔に癒される幸せな日々を送っています。
- ③ 今後の抱負  
子育てが一段落するまでは、家庭に軸足を置きながら、名ばかりの社労士とならぬように、知識を深め、社労士として信頼されるように日々研鑽に努めたいと思います。
- ④ 会への意見・要望  
研修・勉強会等、できるだけ参加したいと思っています。今後とも、ご指導の程、よろしくお願いいたします。

**新規入会**

支 部	種 別	氏 名	入会年月日
中 予	勤 務	梶 野 英 里	H28. 11.1
東 予	勤 務	久 國 智 子	H28. 11.1
中 予	開 業	菅 洋 志	H29.1.1
中 予	開 業	森 孝 寛	H29.1.1
東 予	開 業	大 條 聡 子	H29.1.15

●●●●● **社労士親睦ゴルフ** ●●●●●

**第 173 回 社労士親睦コンペ**

平成 28 年 11 月 17 日(木)  
北条カントリー倶楽部(A)

順位	氏 名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	加藤 久雄	東予	101	34	67
2位	三好 秀子	中予	109	38	71
3位	成川 献次	中予	102	30	72



**社労士親睦ゴルフコンペ予定表**

回 数	年 月 日	場 所
174回	H 29.3.16 (木)	未 定
175回	H 29.4.13 (木)	未 定
176回	H 29.5.16 (火)	未 定
177回	H 29.7.13 (木) (取切戦)	未 定
178回	H 29.9.14 (木)	未 定
179回	H 29.10.12 (木)	未 定
中国四国地域 協議会親睦 ゴルフコンペ	H 29.10.21 (土)	山口県
180回	H 29.11.14 (火)	未 定

申し込み先：県会事務局 ☎ 089-907-4864  
FAX 089-923-1133

働くみんなに、  
大きな安心。

中退共は、半世紀で 100 万社以上の中小企業に  
ご利用いただいている国の退職金制度です。

# 中CHU退TAI共KYO

## 小企業 退職金 済制度

**安全**

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

**有利**

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**簡単**

社外積立で管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

**中退共**  
CHU-TAI-KYO

(独)勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

## お知らせ

### <平成29年度通常総会のお知らせ>

日 時 平成29年6月16日(金)

場 所 東京第一ホテル松山

### <研修会のお知らせ>

2月3日(金) 開業者研修会

2月23日(木) 倫理研修会(受講対象者に案内済)

3月14日(火) 第2回必須研修会

## 会員数一覧表

(個人会員) 平成28年12月31日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
開 業	72	164	27	263
法 人 の 社 員	4	16	4	24
勤 務	10	26	5	41
そ の 他	3	23	1	27
合 計	89	229	37	355

(法人会員数)

区 分	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
法 人 会 員	3	8	3	14
合 計	3	8	3	14

## 編集後記

あけましておめでとうございます。

今年はトランプ旋風が吹き荒れそうですね。日本にもどのような影響があるのか気になる年になりそうです。とはいえ、私たち社労士は日々の業務に専念し、社会の期待に沿えるよう頑張るしかないのでしょうか。皆様にとってよい一年になりますように。

また、これからも「えひめ社労士会だより」の寄稿にご協力よろしく願いいたします。(F)

発行所 愛媛県社会保険労務士会  
〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電 話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店  
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail [ehime4@ehime-sr.or.jp](mailto:ehime4@ehime-sr.or.jp)

発行人 横本 恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号  
不二印刷株式会社